

内灘町議会議員政治倫理審査会 審査結果報告書

令和元年9月9日

内灘町議会
議長 中川 達 様

内灘町議会議員政治倫理審査会
会長 北尾 美帆



内灘町議会議員政治倫理審査会に審査を付託された結果を、内灘町議会議員政治倫理条例（平成15年3月19日条例第15号）第10条第1項に基づき、下記の通り、報告いたします。

記

1 審査会の設置

令和元年6月4日付で2名の議員から調査請求を受けたため、令和元年6月12日の議会運営委員会において、内灘町議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、議長が設置し、同条第2項に基づき、以下6名の委員が選任された。

北尾 美帆	清水 文雄	夷藤 満
恩道 正博	生田 勇人	七田 満男

2 審査請求対象議員

磯貝 幸博 議員

3 違反する疑いがあると認められる政治倫理基準

・内灘町議会議員政治倫理条例第3条第1号

「いやしくも町の名誉を傷つけるような行為をしないこと」

・内灘町議会議員政治倫理条例第3条第2号

「町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑いをもたれる恐れのある行為をしないこと」

4 違反行為の具体的内容及び調査目的

- (1) 平成30年10月7日午後5時半頃、泥酔し町内の飲食店で女性アルバイト従業員（当時19歳）の体を複数回触るなどセクハラ行為を行った。
 - (2) 同行者に注意を受けた後、店外にて同店のガスメーターを蹴ってガスが止まり、一時営業ができなくなるなど、営業妨害を行った。
- との行為の存否及び条例違反について、本条例に照らし調査するものである。

5 審査の経過

(1) 第1回審査会

令和元年6月17日（月）、全委員出席のもと、第1回審査会を開催し、審査会会長に北尾美帆、副会長に清水文雄が互選された。その後、内灘町議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第6条第5項に基づき、審査の公開非公開は、審査会を開催する都度、委員に意見を諮ること、公開とする場合は、傍聴人に審査会で見聞きした内容を口外しない旨の確認書を記載してもらう旨を確認した。その後、休憩をはさみ、休憩後は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とした。その後、令和元年6月4日付議員調査請求書の違反行為の具体的内容を確認した後、以後の調査予定として、被害店舗にて店長からの聴取、当時の町会役員からの聴取、ガス会社への文書による照会をすることが決定した。その後、目撃者、磯貝幸博議員（以下、「磯貝議員」という。）という順で聴取予定であることも確認した。なお、被害女性については、委員から、聴取は困難である旨の情報があり被害者保護の観点から、聴取を予定しないこととした。

(2) 第2回審査会

令和元年7月1日(月)、全委員出席のもと、第2回審査会を開催した。冒頭、第2回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。内灘町議会棟において、聴取事項及びガス会社への照会文書について議論・確認をした。その後、被害店舗にて、被害店舗店長から当日の状況について、聴取した。

(3) 第3回審査会

令和元年7月3日(水)、全委員出席のもと、第3回審査会を開催した。冒頭、第3回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。ガス会社への照会内容を確認した後、当時の町会役員から聴取をした。今回は、本件の目撃者2名の聴取を予定した。

令和元年7月8日付けで、ガス会社への照会文書を発送した。

(4) 店長親族に対する聴き取り

第3回審査会の後、示談の窓口となったという被害店舗店長の親族にも聴取の打診をしたところ、自宅で、少人数の委員の訪問によるものであれば可能とのことであったから、急遽、令和元年7月18日(木)、被害店舗店長の親族の聴き取りを行うこととなった。

当日、内灘町議会棟にて、聴取事項を確認の後、被害店舗店長の親族宅にて、審査会会長北尾及び生田委員が被害店舗店長の親族から聴取を行った。

(5) 第4回審査会

令和元年7月18日(木)、被害店舗店長の親族の聴取後、全委員出席のもと、第4回審査会を開催した。冒頭、第4回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。被害店舗店長の親族の聴取内容を報告の後、本件の目撃者2名の聴取を行った。

(6) 第5回審査会

令和元年8月1日(木)、全委員出席のもと、第5回審査会を開催した。冒頭、第5回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。機員議員の聴取を行った。

(7) その他

ガス会社への照会文書に対する回答が得られないので、令和元年8月9日(金)、審査会会長北尾が電話にて聴取を行った。

(8) 第6回審査会

令和元年8月27日(火)、全委員出席のもと、第6回審査会を開催した。冒頭、第6回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。ガス会社の回答内容を確認した後、本件審査対象の事実関係の存否等について検討した。

(9) 第7回審査会

令和元年9月2日(月)、全委員出席のもと、第7回審査会を開催した。冒頭、第7回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。報告内容を検討した。

(10) 第8回審査会

令和元年9月6日(金)、全委員出席のもと、第8回審査会を開催した。冒頭、第8回審査会は、条例第6条第5項に基づき、全会一致で非公開とすることとした。報告内容を確認した。

6 結論

(1) (ア) 磯貝議員は、平成30年10月7日午後5時頃、内灘町内の飲食店内にて、飲酒のため酩酊状態に陥った状態で、ビールジョッキを握っている手の甲等で、被害女性が嫌がっていたにもかかわらず、被害女性の太ももから腰にかけてそのズボンの上から複数回触れた。

(イ) 同日同時刻頃、同店舗外に設置のガス管及びガスメーター付近をたたくなどして衝撃を与え、同店内のガス供給を一時的に停止させ、約1時間30分にわたり営業を停止させた。

との事実が認められる。

上記の事実は、磯貝議員及び被害女性、被害店舗との間の示談の際、概ね同旨の事実を磯貝議員が認めている。加えて、被害店舗店長、被害店舗店長の親族、目撃者2名の聴取内容とも概ね一致することから、事実として認められる。

この点につき、全委員が上記の事実があったと認めた。

(2) 次に、前記の行為が条例第3条第1号（いやしくも町の名誉を傷つけるような行為をしないこと）、同条第2号（町民全体の代表者としてその品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑いをもたれる恐れのある行為をしないこと）に該当するか否かである。

この点、磯貝議員が、被害女性及び被害店舗と示談をしていること、その内容として、事実関係を認め、謝罪等をしていること、平成30年10月15日付で、議員辞職をしていること等から、本件に対し、一定の対応をとっていることが確認できた。

しかし、前記(ア)の行為について、各委員からは、以下の4点の意見があった。

- 1 磯貝議員のセクシャルハラスメントについての理解の不十分さが本件の背景にはある。当審査会は、調査の過程における各聴取内容に照らし、被害女性が磯貝議員の行為を嫌がっていたと認定している。

セクシャルハラスメントとは、被害者の主観が重視されるものの、「実際に被害者本人がどう感じたか」だけではなく、「一般的平均的な女性（労働者）の感じ方」を基準として判断され、店舗で働く未成年者の女性従業員が、客よりズボンの上から、太ももから腰に掛けての部位を複数回触られるという行為は、性的不快感を持つのが通常であり、セクシャルハラスメントに該当する。

- 2 本件がセクシャルハラスメントに該当することはもちろんのこと、石川県迷惑防止条例違反（第3条第1号）にも該当しうることを認識すべきであるがその認識がなく、反省が足りていないと感じる。

石川県迷惑行為等防止条例（抜粋）

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪の情を催させるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。

- 3 本件を引き起こしたのは本人の認識の甘さがある。
- 4 飲酒をして酩酊し、記憶がなくなっている。当審査会の聴取でも、多くの場面について記憶がなく回答できないとは、議員としての資質と自覚に欠けている。

また、前記（イ）の行為については、以下の4点の意見があった。

- 1 ガスを停止させるということは、特にガスが復旧した際に爆発するようなことがあり得る大変危険な行為であって、今回は偶々事故につながらなかったということである。
- 2 被害店舗によれば、ガス停止中にガスの臭いが充満して換気したとのことで、周りでたばこを吸う人でもいれば、大変危険な状態で、当時の被害店舗の来店者等にも被害の発生や迷惑がかかる恐れがあった。

3 現場にガス復旧に知識のある町民がおり、幸いにも復旧できたため、当該町民らのおかげで被害が拡大しなかった。

4 一時的にガス管、ガスメーターの機能を喪失させており、器物損壊罪（刑法261条）にあたるのではないかという見方も考えられる。

(3) 以上の通りであり、全委員が一致して、前記（ア）及び（イ）の行為は、いずれも条例第3条第2号「町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為」に該当し、同号に反すると判断した。

(4) また、委員からは、前記（ア）及び（イ）の行為は、全国的に報道され、町の名誉を傷つけた。同時に本議会はもちろんのこと、全国の議会全体への信頼を失墜させたとの意見が出された。

(5) よって、全委員が一致して、前記（ア）及び（イ）の行為はいずれも、条例第3条第1号「いやしくも町の名誉を傷つけるような行為」に該当し、同号に反すると判断した。

以上